

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 27 年 8 月 5 日

上田市監査委員 小池 俊一
同 井沢 信章

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部 財政部	行政改革推進室 財政課	<p>【補助金の終期設定と定期見直し体制の確立について】 「交付・見直し基準」では、各補助金について交付期間を原則3年間とする終期設定とこれに伴うゼロベースでの見直しを規定していますが、本監査結果の範囲ではこの主旨に応じた各所管課での主体的取組みは定着していません。 現行では、この取組み、その方法は各所管課に委ねられているところですが、「各要綱に終期設定行う」、「見直しの実施内容に係る標準を整備し、部局単位、又は全庁単位でのチェック体制を確立する」等、見直しサイクルの定着に向け実施管理が可能な統一的仕組みの検討が必要であると考えます。</p> <p>【補助金見直しの方法の標準化について】 補助金の見直しにあたっては、「市民ニーズ」や「総合判断」とする漠然とした主観判断を極力排し、効果・成果指標に基づく客観的な方法で検証が行われる必要があると考えます。 現行の「交付・見直し基準」には見直しの方法に関する原則が提示されていないことから、まず、各補助金交付の前提にあるべき「目指す一定の状況」を判断基準として明確に設定し、これに照らした方法で見直しが行われるよう「全庁的な方法の標準化」を図ることが必要があり、現行の「交付・見直し基準」に追加規定すべきと考えます。</p>	<p>(財政課) 全ての補助金について、予算編成時に作成・提出を求めている「補助金に関する調書」の調製内容に関して、平成28年度予算編成期から「終期」「次期見直し期」「直近の見直し状況」及び「補助成果の判断基準とする事項(状況)」を追加し、各所管課によるセルフチェックの強化を基本に全庁的な見直し体制の定着、強化を図ってまいります。</p> <p>(行政改革推進室) 併せて、当面の間、同「補助金に関する調書」に基づき行政改革推進室において定期見直しの実施状況のモニタリングを行い、内部統制面から関与・指導を行います。</p> <p>(行政改革推進室、財政課) 3. 上記の措置及びモニタリング状況を踏まえ、各所管課の取組みに共通する「補助金の定期見直しの標準的方法」を検討し、現行の「交付・見直し基準」中に追加規定してまいります。</p>
総務部 財政部	行政改革推進室 財政課	<p>【「負担金」・「交付金」と「補助金」の区分精査について】 前年度の監査結果も踏まえ、「補助金と負担金」相互の科目統制については整理の進展が認められますが、「補助金と交付金」の科目統制は進んでおらず、とりわけ「地域づくり交付金制度」の施行に先立ち、重点的に精査を行う必要があると考えます。 また、「交付金」はその性格から、「補助金等交付規則」に準ずるものとされる現行の交付事務手続きや、「交付・見直し基準」の全部適用が馴染まない点もあることから、併せて見直しを行い庁内の統制を図る必要があると考えます。</p>	<p>(行政改革推進室、財政課) 平成27年度の当初予算編成会議において、19節の負担金補助及び交付金の細区分の資料を追加し、周知を図り、さらに、予算編成時に、疑義のある科目について、適正な区分とするように指導いたしました。</p> <p>今年度、地域内分権の確立に向けた一括交付金制度の制度設計が進められることから、補助金と交付金の区分精査を行うとともに、手続きの見直しについても財務会計事務研究会等で検討してまいります。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容												
真田地域自治センター	産業観光課	<p>【菅平高原観光協会補助金】 交付先団体が実施する「観光宣伝事業」を対象に補助するものとされていますが、市からの補助額が固定化していることから、本監査範囲で試算される実効補助率は下記のとおり事業年度により大きく変動するものとなります。 交付先団体の収支構造を見ると、自主財源にあたる会費収入が総経費の6割前後の規模で確保されている現状も踏まえながら、対象事業費に対する市の助成(負担)割合について、その考え方をあらためて明確にする必要があると考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観光宣伝事業費(千円)</th> <th>市の補助額(千円)</th> <th>実効補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度</td> <td>8,874</td> <td>8,190</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>12,763</td> <td>8,190</td> <td>64.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金の確定に際し、補助対象経費額が計数的に明らかにされていません。本件の交付要綱では補助対象外とすべき経費も規定されていますが、これらについても該当の有無やその額が不明のまま補助金の確定が行われています。説明責任を担保する観点から、補助対象経費の把握に必要な書類の添付を求め、改善してください。</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期的見直し体制が見られません。 交付要綱に補助終期を規定する等、定期的見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>		観光宣伝事業費(千円)	市の補助額(千円)	実効補助率	24年度	8,874	8,190	92.3%	25年度	12,763	8,190	64.2%	<p>平成27年度から、これまで任意団体としての菅平高原観光協会から一般社団法人となり、法人格を有する団体として事業が定款により明確化されました。 菅平高原のスポーツを中心とした観光振興に加え、地域の文化、環境保全及び地域産業の発展に寄与する目的に沿った事業に対して補助をするため、今年度補助対象経費及び補助率を明確にした要綱を整備するとともに、補助金の確定に当たっては、必要書類の添付を求め、補助の適正化に努めてまいります。 また、今後各種情勢を踏まえ、補助金の定期的な見直しを図ってまいります。</p>
	観光宣伝事業費(千円)	市の補助額(千円)	実効補助率												
24年度	8,874	8,190	92.3%												
25年度	12,763	8,190	64.2%												
武石地域自治センター	産業建設課	<p>【農地流動化促進奨励補助金】 交付額は、農地の集約面積に一定の基準単価を乗じ算定され、その具体的な用途は交付目的の範囲内で交付を受けた者の裁量に委ねられていることから、用途及び経費所要額を特定しこれに充てるべきものとして交付される「補助金」とは異なり、市からの依頼側面や報償的な性格が極めて強い内容を備えています。 このことから、「補助金」としての執行は馴染まず、「交付金」としての執行が適切と考えます。</p>	<p>農地流動化促進奨励補助金は、上田市全域に対する制度です。 交付要綱の見直し、事務処理方法、財政当局と調整等全体で調整する必要があるため、平成27年度中に調整・整備し平成28年度から「交付金」として執行します。</p>												
総務部	危機管理防災課	<p>【自主防災組織資器材購入補助金】 「見直し基準等」の規定主旨に応じた定期的見直し体制は認められますが、定期的見直しの確実な実行に向け、本件要綱への終期規定を検討してください。</p>	<p>現行の補助率、限度額については、平成28年度までとしています。防災の取組は重要事項であるため、各自治会の取り組み状況を見て、制度見直しを検討してまいります。</p>												

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
市民参加協働部	市民参加・協働推進課	<p>【わがまち魅力アップ応援事業補助金、共同集会施設新設改修補助金】 補助メニューの拡充等随時制度面の見直しは認められますが、「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直し規定されており、この主旨に応ずる定期的見直し体制は見られません。 交付要綱に補助終期を規定する等、定期的見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>「わがまち魅力アップ応援事業補助金」及び「共同集会施設新設改修補助金」は、交付先を限定したり、対象事業を固定化している補助金ではありませんが、これまでも必要に応じ随時要綱の見直しを行っております。今後についても補助金の有効性を精査する中で、見直しを図ってまいります。</p>
市民参加協働部	人権男女共同参画課	<p>【部落解放同盟上田市協議会補助金】 毎年度見直しが重ねられており、その結果は交付額の年次縮小に反映されていますが、補助対象経費に占める旅費の割合が50%を超えており、「見直し基準等」において20%以下とする原則基準に対し依然として見直すべき余地が大きな状況もありますので、これらも踏まえ見直しを進めてください。</p>	<p>部落解放同盟上田市協議会補助金については、旅費支給を市の基準に準じるよう見直しを行い平成27年度補助金額は9,800,000円となりました。今後も旅費を中心に事業の精査を行ってまいります。</p> <p>平成27年度 9,800,000円 (前年度比 1,000,000円 9.3%) 旅費の見直しによるもの 平成26年度 10,800,000円 (前年度比 1,300,000円 10.7%) 旅費の見直しによるもの 平成25年度 12,100,000円 (前年度比 1,440,000円 10.6%) 全体事業に対する削減 平成24年度 13,540,000円 (前年度比 2,220,000円 14.1%) 全体事業に対する削減</p>
生活環境部	生活環境課	<p>【防犯灯交換補助金、新エネルギー活用施設設置費補助金】 「防犯灯交換補助金」については平成27年度までの時限措置として、また、「新エネルギー活用施設設置費補助金」については3年ごとの見直し体制が認められますが、「見直し基準等」に準ずるこれら定期見直しの確実な実行に向け、各要綱への終期規定を検討してください。</p>	<p>「防犯灯交換補助金」については、平成27年度で防犯灯のLED化が完了する予定で推進しているが、自治会で維持管理している防犯灯のため、「自治会の都合により本年度の事業ができないこととなった」又は、「管理上、取りこぼしがあった」などの事案が想定され、全市100%のLED交換の目標を掲げていることから、上記事案の状況を判断し、終期規定について検討してまいります。</p> <p>「新エネルギー活用施設設置費補助金」については、28年度の見直しに向けて準備を進めている。今後は、概ね3年ごとの見直しを検討するとともに、終期規定については、「上田市地域新エネルギービジョン」の太陽光発電等の導入目標の達成状況等を参考に検討してまいります。</p>
生活環境部	廃棄物対策課	<p>【生ごみ堆肥化処理モデル事業補助金】 「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直し規定されていますが、この主旨に応じた定期的見直し体制が見られません。 交付要綱に補助終期を規定する等、定期的見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>本補助事業の対象となる、当該モデル事業(委託)については、平成27年度において「乾燥生ごみや処理済みのぱっくん受け入れの可否など」について検証を行います。</p> <p>この検証結果に基づき、当該事業受託者(JA)と十分に協議し、その後の本格委託事業(乾燥生ごみ等の堆肥化)への移行等を考えております。</p> <p>あわせて、本補助事業の終結に向けて協議してまいります。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
福祉部	福祉課	<p>【地域ふれあい事業補助金】 「地域ふれあい事業補助金」については、交付の前提となる補助目的、対象事業、対象経費等を定めた明文規定(要綱等)がありません。整備のうえ補助の枠組みを明らかにしてください。</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>今年度補助金交付要綱等を整備し、補助の枠組みを明確にします。</p> <p>また、併せて定期の見直しが確実に実行されるよう要綱等の規定化を図ります。</p>
福祉部	福祉課	<p>【上田市社会福祉協議会補助金】 「上田市社会福祉協議会補助金」に係る現行の交付要綱は、補助対象とする事業や対象外とする経費が極めて包括的・概念的に規定されていることから、実際の交付事務上においても当該要綱を適用して直ちに「対象経費」を特定することが困難であり、現に補助の対象経費は計数的に不明のまま補助金が交付されています。</p> <p>調査の結果、本補助金は同法人運営上の管理部門に要する人件費、事務費に充てられるべきものとして交付されている実態を把握したところですが、現行の要綱ではこのことが全く説明されておらず、実態と乖離したものとなっていることから是正が必要であり、交付決定や交付確定に際しは、説明責任を担保する観点から補助対象経費が計数的に明らかにされるよう改善が必要です。</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>補助事業の目的に即した内容で補助が継続されるよう、今年度補助基準の見直し(精査)を行うとともに、必要事項の補助金交付要綱等への規定化に努めます。</p> <p>また、併せて定期の見直しが確実に実行されるよう要綱等の規定化を図ります。</p>
福祉部	福祉課	<p>【民生児童委員協議会補助金】 「民生児童委員協議会補助金」について、交付額は、主に協議会の構成員数に一定の基準単価を乗じて算定されるものであり、その具体的な用途は交付目的の範囲内で交付を受けた者の裁量に委ねられていることから、用途及び経費所要額を特定しこれに充てるべきものとして交付される「補助金」とは異なり、市からの依頼側面や報償的な性格が極めて強い内容を備えています。</p> <p>このことから、「補助金」としての執行は馴染まず、「交付金」としての執行が適切と考えます。</p>	<p>「民生児童委員協議会補助金」については、ご指摘のとおり「補助金」としての執行は馴染まず、「交付金」としての執行が適切と考えますので、平成27年度からは「民生児童委員協議会交付金」として交付します。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
福祉部	高齢者介護課	<p>【老人クラブ補助金】 交付額は、単位老人クラブの組織員数に応じた定額をもって決定されるものであり、その具体的な用途は交付目的の範囲内で交付を受けた者の裁量に委ねられていることから、用途及び経費所要額を特定しこれに充てるべきものとして交付される「補助金」とは異なり、市による活動報償の性格が極めて強い内容を備えています。 このことから、「補助金」としての執行は馴染まず、「交付金」としての執行が適切と考えます。</p>	<p>補助金申請においては、国の「在宅福祉事業補助金交付要綱」及び県の「高齢者地域支え合い支援事業補助金交付要綱」の規定により、各老人クラブに補助金調書(県様式)の提出を求め、対象経費及び対象事業の特定をしております。この補助金調書に基づき決定される市の助成に対し、県及び国の補助金交付が行われていることから、市も「補助金」として対応することが適当であると考えております。</p>
福祉部	高齢者介護課	<p>【丸子老人福祉センター運営費補助金】 「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。 交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>施設が社会福祉協議会の所有であり、既に事業費補助化が図られていますが、3年間を原則とした見直し体制を確立し、より一層適正な補助金支出に努めます。</p>
健康こども未来部	健康推進課	<p>【上田看護専門学校運営費補助金】 「見直し基準等」の規定主旨に応じた定期の見直し体制は認められますが、定期見直しの確実な実行に向け、本件要綱への終期規定を検討してください。</p>	<p>全国的な看護師不足により、上田市の医療機関においても看護師の確保が難しい状況であることから、地元の看護学校の運営強化が必要となっています。今後の看護職の需要は、高齢者の看護や医療技術の高度化、在宅医療の推進、医療安全対策の推進等の影響により一層増大が予想されるため、当面の間は補助を継続してまいりたいと考えております。</p>
健康こども未来部	保育課	<p>【通園費補助金】 「見直し基準等」の規定主旨に応じた定期の見直し体制は認められますが、定期見直しの確実な実行に向け、関係要綱への終期規定を検討してください。</p>	<p>園児の利用状況を勘案し、利用状況が少ない園について随時廃止を検討してまいります。また、利用されている保護者の理解も必要と考えますので随時協議をする中で、見直しを図ってまいります。</p>
商工観光部	商工課	<p>【中心商店街空き店舗活用助成事業補助金】 「中心商店街空き店舗活用助成事業補助金」の交付確定に際して、対象5件中の3件で交付先団体が展開した事業内容の実績を求めておらず、補助対象経費の計数確認のみに止まっていました。 補助成果の確認は計数の確認に先立つべきものであり、実績報告書の受理に際しては「事業等の内容により市長が指定する」主要な添付書類(「補助金等交付規則」として提出を求め、補助金の成果確認を行ってください。</p>	<p>平成26年度において、実績報告書には事業報告書を書面にて提出するよう改善を図りました。平成27年度以降についても、文書指導を徹底してまいります。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	商工課	<p>【商工会議所補助金、中心商店街空き店舗活用助成事業補助金】</p> <p>「商工会議所補助金」については、「見直し基準等」に原則3年間と規定される補助終期の設定とこれに応じた定期の見直し体制が見られません。また、「中心商店街空き店舗活用助成事業補助金」では定期の見直し実態はありますが、補助終期の設定はありません。いずれにおいても定期見直しの確実な実行に向け、関係要綱への終期規定を検討してください。</p>	<p>商工会議所補助金(商工業振興事業補助金)については、平成26年度において実効性を高め、事務の効率化を図るため、運用の一部改正や委託料に係る補助対象経費の見直しを実施してきたところです。</p> <p>中心商店街空き店舗活用助成事業補助金については、交付先の運営状況等を勘案した上で総合的な観点から見直しを実施してきたところです。</p> <p>今後、商工会議所補助金、中心商店街空き店舗活用助成事業補助金における定期見直しと終期の設定については、「補助金交付基準及び見直し基準」の規定の主旨に鑑み、補助事業の実効性を確認しながら補助終期の設定など定期見直しに努めてまいります。</p>
商工観光部	雇用促進室	<p>【上小労働者福祉協議会補助金】</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>当該補助金については、これまでも事業実績報告を検査する中で、交付先及び事業内容状況等の妥当性を含め総合的な観点から、見直しを実施してきたところです。</p> <p>今後、定期見直しと終期の設定については、「補助金交付基準及び見直し基準」の規定の主旨に鑑み、補助事業の実効性を確認しながら補助終期の設定など定期見直しに努めてまいります。</p>
農林部	農政課	<p>【園芸作物振興対策事業補助金、花き産地強化推進事業補助金】</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>農業従事者の高齢化が加速するなかで、担い手不足等により廃業または経営縮小する農家が増加しています。加えて、農業生産資材等の高騰により極めて厳しい農業経営となり、安定した収入が得られない状況であります。</p> <p>一年を通して生産性の向上と経営の安定化を図るためには、農業用パイプハウスの設置や収益性が高く高付加価値のある品種の改植が必要なことから、資材や苗代等の購入費に対し一定の支援は必要と考えます。</p> <p>なお、見直し基準等の規定の主旨に鑑み、随時見直しに努めます。</p>
農林部	森林整備課	<p>【信州上小森林組合補助金】</p> <p>「信州上小森林組合補助金」については、交付の前提となる補助目的、対象事業、対象経費等を定めた明文規定(要綱等)がありません。整備のうえ補助の枠組みを明らかにしてください。</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、同「信州上小森林組合補助金」については、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>要綱については、関係部署等と調整のうえ、今年度策定してまいります。</p> <p>また、定期の見直し等についても、要綱を策定する中で検討してまいります。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	土地改良課	<p>【土地改良区等経常経費補助金】 要綱では、補助対象経費は各土地改良区等の運営に要する「経常的経費」である旨を定めていますが、交付決定に際しては、施設整備費等の臨時的事業費も含まれる団体側決算を徴した上で、うち本補助金の対象経費である「経常的経費」自体は計数的に不明のまま補助金が確定されています。 説明責任を担保する観点から、交付決定や交付決定に際は、要綱の規定に準じ補助対象経費が計数的に明らかにされるよう改善が必要です。</p> <p>平成23年度から25年度の3か年の各交付先団体の決算状況を見ると、全4団体中の2団体において収支余剰額が本補助金額を大きく上回るものとなっています。 このことは「見直し基準等」に掲げる見直し事項に該当する事象であり、妥当性を見直す必要があります。 併せて、同基準に規定される終期の設定と定期の見直し体制も見られませんので、交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>当該補助金の交付決定に際して、各土地改良区等から「決算書」とともに、その内訳として「経常的経費」「臨時的経費」に細分化した資料を徴することとします。そのうえで、補助対象となる「経常的経費」について精査のうえ交付額の確定を行います。</p> <p>収支余剰額が“見かけ”により補助金額を上回ったのは、補助対象となる「経常的経費」とこれ以外の「臨時的経費」について、「決算書」では明確に示されていないことによります。 今後は、内訳として「経常的経費」「臨時的経費」に細分化した資料を徴することとし、そのうえで、補助対象となる「経常的経費」について精査のうえ交付額の確定を行います。 なお、「見直し基準等」に基づき交付要綱を検討するなど、随時見直しを行ってまいります。</p>
教育委員会	学校教育課	<p>【中学校校外交流事業補助金】 「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期の見直し体制が見られません。 交付要綱に補助終期を規定する等、定期の見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>本補助事業は、中学生の部活動で一定以上の大会への出場を果たした場合に、費用の一部を負担することで、保護者の経済的負担を軽減することを目的としているため、定期的な見直しは実施しますが、現時点では補助事業を継続していく必要があると考えています。 今後も補助金の交付にあたっては、補助金の利用状況をその都度確認し、適正な執行となるよう努めてまいります。</p>
教育委員会	生涯学習課	<p>【子ども会育成連絡協議会補助金】 交付額は、主に単位子ども会数に一定の基準単価を乗じ算定され、その具体的な用途は交付目的の範囲内で交付を受けた者の裁量に委ねられていることから、用途及び経費所要額を特定しこれに充てるべきものとして交付される「補助金」とは異なり、市による活動報償の性格が極めて強い内容を備えています。 このことから、「補助金」としての執行は馴染まず、「交付金」としての執行が適切と考えます。</p>	<p>監査結果のとおり、内容から交付金としての要素が強いことから、28年度から交付金への変更を前提に、財政担当との調整を進めてまいります。</p>

1. 平成26年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	<p>【体育協会補助金】</p> <p>要綱では、補助対象経費は団体運営に要する一定の人件費等である旨を定めていますが、交付決定に際しては、団体側の全体決算を徴した上で、うち本補助要綱に定める補助対象経費自体は計数的に不明のまま補助金が確定されています。</p> <p>説明責任を担保する観点から、交付決定や交付決定に際は、要綱の規定に準じ補助対象経費が計数的に明らかにされるよう改善が必要です。</p> <p>「見直し基準等」では3年間を原則とした補助終期の設定と見直しが規定されていますが、この主旨に応じた定期的見直し体制が見られません。</p> <p>交付要綱に補助終期を規定する等、定期的見直しが確実に実行される仕組みを整える必要があります。</p>	<p>平成26年度より交付決定や交付確定の際に補助対象経費が明らかになるよう是正しました。</p> <p>補助金の使用目的及び団体の財務状況をその都度確認するとともに、上田市補助金見直し基準により定期的に見直しを行います。</p>

2. 平成26年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	森林整備課	<p>(信州上小森林組合) 【資金口座の一元化について】</p> <p>本所及び複数の支所で構成される組織体制の下、各業務取引はそれぞれの所管地域に応じた執行管理を基本に機動性や効率性が確保されており、これに応じた会計機能も各支所等での管理を基本にそれぞれに置かれていますが、各資金管理を目的とした金融機関口座について、各支所等にも別の2つの金融機関に複数口設けられている現状にあります。</p> <p>組織に属する資金の管理は極力一元化されることが望ましく、リスク管理上の観点も踏まえながら、あらためて保有口座の精査が必要と考えます。</p>	<p>八十二銀行の口座につきましては、4月30日に上田市役所出張所、丸子支店、真田支店、川西支店の4つの口座を解約し、三好町支店に一元化しました。</p> <p>信州うえだ農協の各口座につきましても、リスク管理の観点から、利用状況等を精査し対応します。</p>
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(丸子温泉開発株式会社) 【職務権限規程等について】</p> <p>定款第22条で、社長は取締役会の決議を経て業務執行に当たり、一定の事項に限り取締役に業務の執行を委任出来るとされているにもかかわらず、日常業務の執行に必要な決裁は、参与のうち丸子地域自治センター長及びセンター次長が金額に応じ決裁している現状にあることから定款の定めとの相違が見られます。</p> <p>よって、社長権限に属する事務を処理するにあたっては職務権限規定等必要な事項を定め、事務の種類や金額に応じた決裁区分を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>6月開催予定の株主総会で専務取締役を選任する予定です。</p> <p>この専務取締役に、社長権限の一定事項について業務執行を委任し、これに合わせて専決規程を定める方針です。</p>
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(丸子温泉開発株式会社) 【取締役会の議事録について】</p> <p>取締役会の議事について会社法では、議事録を作成し、書面をもって作成されている場合出席した取締役及び監査役は、これに署名し又は記名押印しなければなりません。従前より議事録署名人2名を指名し書面の議事録に署名・押印している現状にあり合規性を欠く内容となっています。</p> <p>会社法に従い取締役会の書面による議事録には、出席した取締役及び監査役の署名又は記名押印するよう是正する必要があります。</p>	<p>平成26年度3月定例取締役会の議事録作成時から会社法に従うように改善実施しました。</p>
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(丸子温泉開発株式会社) 【通帳及び通帳届出印の管理体制について】</p> <p>「現金出納」による事務処理は極めて少ない現状にありますが、通帳と通帳届出印の管理者が同一者(業務課長)である点は、管理運営上のリスクを未然に回避する観点から管理者を分散する体制が望ましいと考えます。</p>	<p>2月から通帳届出印は業務課長、通帳は業務係長が管理するように管理方法を変更し、現在は通帳届出印は参与、通帳は業務課長が管理しています。</p>

2.平成26年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(丸子温泉開発株式会社) 【会計、財務事務処理に係る成文規程の整備について】 第三セクターとして市が運営に深く関与する実態もあることから、伝票の起票、契約手続等日常の具体的な会計、財務に係る事務処理の方法を定める内部処理基準を確立し、これを成文規程として整備する必要がありますと考えます。</p>	<p>類似会社の状況を調査し、財務に係る事務処理の方法を定める内部処理基準の確立について検討を行います。</p>
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(丸子地域自治センター 産業観光課) 【出資団体の運営に対する指導、監督について】 当法人に関して、市は経営当事者としての立場と、外部の大口出資者たる立場を併せ持ち、運営全般に極めて大きな役割を担うものですが、主に丸子地域振興課においてこれら双方を代理する現状にあることから、株主と経営担任との間の相互牽制が機能しづらい現状にあります。 市が担うべき二つの役割を明確に分離し、特に出資側の立場から丸子産業観光課においては、法人に対する本監査上の指摘をはじめ現状の再点検を行うとともに、明確な職務分掌として当法人の指導、監督にあたるべきと考えます。</p>	<p>現状の再点検を行うと共に、職務分掌の明確化を進め、的確な指導、監督にあたります。</p>